

台湾での我が国の地名の商標出願・登録の状況については、經濟部智慧財産局のウェブサイトで検索できます。当事務所で実際に検索したところ、以下の出願・登録が確認されました。ただし、これらの出願については、台湾籍の者に加え、日本国籍ほか他国の国籍の者からの出願も含まれています(注参照)。

(1) 我が国の都道府県名及び政令指定都市名とほぼ同一とみられる商標については、47都道府県名のうち23の名称で、また政令指定都市では2つの名称で、日本の都道府県名及び政令指定都市名等とほぼ同一の商標¹出願が確認された。

< 登録されている都道府県名 >

青森 秋田 福島 長野 新潟 静岡 群馬 千葉 神奈川 三重 富山 石川 福井 京都 兵庫 和歌山 島根 山口 香川 福岡 佐賀 熊本 宮崎

< 登録されている政令指定都市名 >

仙台 川崎

(参考)

・旧国名の「讃岐」についても登録されている(1999年3月出願、1999年4月登録。)

(2) また、日本ですでに登録されている地域団体商標(358件)(2008年3月現在)のうち、ほぼ同一の商標²は以下の1件でした。

・九谷焼:台湾企業の出願、登録済み。(2006年2月出願、2006年11月登録。)

このほか、日本の関係者等により出願された案件は下記の2件でした。

・球磨焼酎:

球磨焼酎株式会社の出願、登録済み。(2003年8月出願、2004年7月登録)

・琉球泡盛:

日本の地域団体商標の権利者である沖縄県酒造組合連合会の出願。(2007年10月出願、審査中。)

(注)なお、これらの出願については、台湾籍の者に加え、日本国籍ほか他国の国籍の者からの出願も含まれています。また、これら出願者と各地域との関係について詳細は不明です。出願人が日本以外の国籍である場合にも日本国内の利害関係者が依頼して出願を行う例もあること等からすれば、国籍により冒認出願か否かが画一的に判断することは困難であり、個別の事案に応じて利害関係人が自ら進んで調査を行った上で必要な対策を行うことが重要です。

問い合わせ先:交流協会台北事務所 河合、細川

電話: +886-2-2713-8000 (ex.2738)

¹ : 都道府県の漢字名称だけで構成される文字商標(図形を用いた商標は除外)で、ピンイン・平仮名の読みを付記しているものを含む。

² : 地域団体商標の漢字名称で構成される文字商標及び図形商標で、ピンイン・平仮名の読みを付記しているものを含む。